鯖江市

農業委員会だより

発行　鯖江市農業委員会

〒916－8666
鯖江市西山町13番1号

電話 0778-53-2234
FAX 0778-51-8153
E-mail:SC-Noseisaku@city.sabae.lg.jp
https://www.city.sabae.fukui.jp

吉川ナスの収穫体験を開催しました！

吉川ナスを収穫している様子

もくじ

■農地の適正管理について …… 2
■農地中間管理事業をご活用ください …… 3
■農業者年金の紹介 …… 4
■担い手経営体での新規就農を支援します …… 5
■冬眠前のクマに注意してください …… 6
■収入保険がはじまります …… 7
■認定農業者紹介、農地よろず相談会お知らせ
農政カレンダー・編集後記 …… 8

鯖江市の伝統野菜「吉川ナス」

８月19日に行われた、吉川ナスの収穫体験に、６組の親子が参加しました。収穫体験は、鯖江市内の吉川ナスを栽培しているビニールハウスにて行われ、参加者はソフトボール大の吉川ナスの大きさにとても驚いていました。

収穫体験後は、道の駅西山公園にて吉川ナスの歴史などを伝えるオリエンテーションや、道の駅名物の吉川ナスバーガーを振舞い、参加者はとても満足そうにしていました。

来年も吉川ナスだけに限らず、鯖江の美味しい農産物の収穫体験を開催していく予定です。

農地を適正に管理しましょう

農地を所有する人、農地を借りて耕作する人は、適正に管理する義務があります。
農地や農地周辺の草刈りなど適正な農地管理がされていない場合、周辺地域の防犯の妨げや病害虫の発生につながる恐れがあり、付近の人に迷惑がかかります。

農地パトロール（農地利用状況調査）を実施しています。

鯖江市農業委員会では、農地転用許可案件の再確認や、遊休農地の発生防止を目的に、農地利用状況調査を実施し、農地が適正に利用されているか確認しています。
農業委員会は、調査結果をもとに所有者等に通知し、適正に管理するよう指導します。（農地法第30条第3項）

畑地転換については届出が必要です。

農用地の畑地転換（盛土）等の形質変更については、着手前に農業委員会への届出が必要です。

農地を宅地や駐車場へ転用するには許可が必要です。

農地を農地以外に転用して利用する場合は、農地法の規定により許可が必要です。許可を得るためには、所定の申請手続きが必要になります。
また申請から許可を得るまでには一定の期間が必要になりますので、着工までの日数を考えて早めに手続きしましょう。
申請地（あわせて事業を行おうとする非農地を含む）内にいわゆる赤道、青道等官地（公有地）が含まれている場合は、事前に払い下げ等の手続きが必要です。ご注意ください。

農地を相続した場合は届出が必要です。

相続等によって農地を取得した人は、農地のある市町の農業委員会に届け出なければなりません。
届出をしなかったり、虚偽の届出をすると、10万円以下の過料に処されます。
耕作できない場合等は、農業委員会から貸し借り等のあっせんを受けることができます。

農地中間管理事業をご活用ください

農地中間管理事業とは？

地域で話し合った農地の活用や将来の方針をもとに、担い手へ農地を集積集約することで、農地の有効利用や農業経営の効率化を進めるため、農地中間管理機構が農地の借り受け、貸し付けを行う制度です。

事業の仕組み

公益財団法人農業公社グリーンさばえが、福井県の農地中間管理機構の窓口となり、農地の貸借手続きをおこないます。

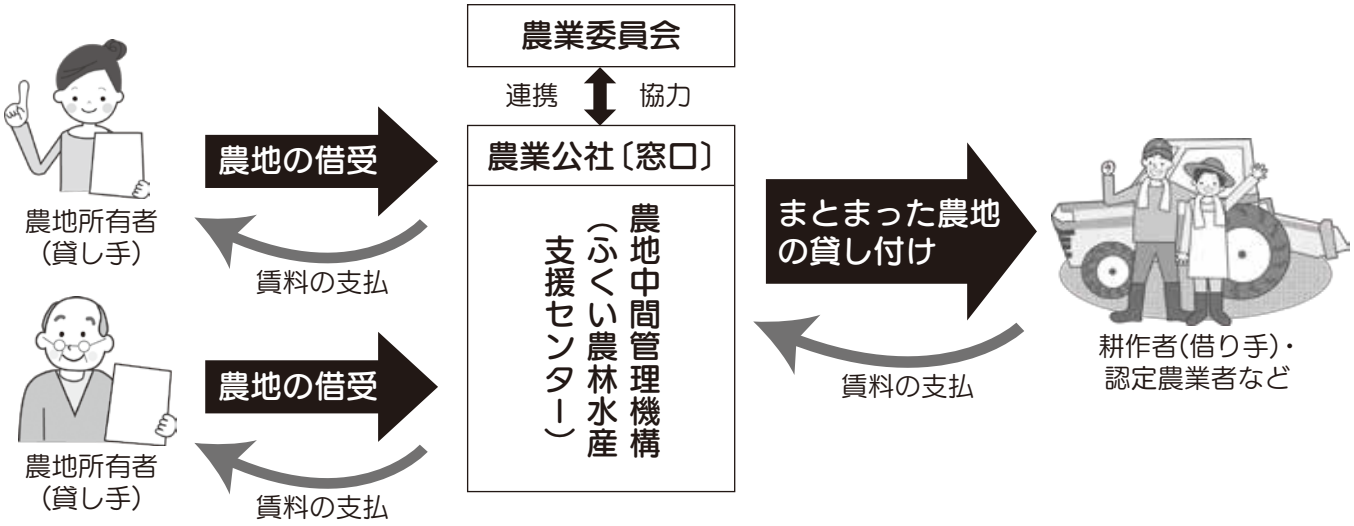

貸し手のメリット

- 契約期間が終了した後は、農地は確実にお手元に戻ります。
- 所有する全ての農地を中間管理機構をとおして担い手に貸付を行えば、該当農地の固定資産税が減額される制度があります。
- 機構への貸し付けは、農業者年金制度の経営承継に該当します。

借り手のメリット

- 分散した農地を集約して借りられ、効率的な営農が行えます。
- 貸し手が複数いるときも、契約や支払を機構が取りまとめて行います。
- 長期間、安心して耕作ができます。
- 農業機械・施設整備を支援する「経営体育成支援事業」や簡易な土地改良ができる「農地耕作条件改善事業」を受けることができます。

◇地域の農業を守り、健全な状態で農地を次世代に引き継ぐために、地域が一体となって農地の集積・集約化を進めましょう。

問合せ先　(公財)農業公社グリーンさばえ　市役所農林政策課内　℡53-2234

農業者年金のご紹介

あなたの老後は、大丈夫?

あなたの老後の備えは十分でしょうか？
年金は家族一人ひとりが
準備することが大切です！
農業者年金は、
農業者の老後をサポートします。
農業経営者だけでなく、夫婦や親子で
そろって加入することをおすすめします!!

○３つの要件を満たす方であれば、どなたでも加入できます。
・年間60日以上農業に従事
・国民年金第１号被保険者
（国民年金保険料納付免除者を除く）
・60歳未満

○特徴は？
①積立方式(確定拠出型)で少子高齢化に強い年金です。
②終身年金で80歳までの保証月です。
③支払った保険料は税務申告の際、全額が社会保険料控除の対象になります。
④保険料は月２万円から６万７千円の範囲内で、千円単位で選べ、いつでも見直しできます。
⑤認定農業者など一定の要件を満たす方には、保険料の国庫補助があります。

受給者のみなさまへ

●住所、振込口座の変更届はすみやかに！
住所の変更や年金の振込口座を変更する場合には、最寄のJAまたは農業委員会に相談してください。

農業者年金から伝えたいこと

・老後に欠かせないものは、「健康」と「友達」「生きがい」「お金」です。
・自分の死後、残された家族にお金を残すことも大切ですが、老いて自分に役に立つ年金を持ちましょう。
・自分の老後は、自分で計画を立てて考えないと、誰も面倒を見てくれません。
・掛けた保険料を取り戻すことが年金の目的ではありません。老いたときに、安定収入の道を確保しておくことが年金の目的です。
・現金や貯金は使えば使った分だけ減り続けます。しかし、年金は使っても必ず後から再び振り込まれてくるものです。

ご家族のみなさまへ

●将来、受給者の方が亡くなられた場合は、14日以内に死亡届をＪＡへ提出してください。年金は、死亡した月まで受給できます。

担い手経営体での新規就農を支援します

事業名：新規就農促進システム支援事業（経営継承部門）
→既存の担い手経営体（認定農業者、集落営農組織）で経営継承を目的に新規就農する場合、営農にかかる費用の助成を行います。

要　　件	
・経営継承を目的に新規農業従事者となること ・市内在住の20-65歳の人 就農者の想定↓ （定年帰農者：定年または途中退職後に就農） （新規継承者：非正規従事者または無職の者） ・対象経営体（認定農業者または集落営農組織）	・経営継承が確実であること(誓約書提出) ・作業日報、賃金台帳を整備すること ・経営体別の要件 個人：家族協定、労務計画を立てること 集落：集落協議、労務計画を立てること 法人：雇用契約を結ぶこと

手　続　き	支 援 内 容
就農前 **提出書類** ・就農計画書 ・補助金交付申請書 ↓　・誓約書 （既継承の場合、それを証する書類） 農業委員会へ提出 ↓ 審査会の実施 ～ 認定 ↓ 就農後 **提出書類** ・就農状況報告書 ・補助金実績報告書 ・確定申告(写)または所得課税証明書 ・その他任意様式で提出 →賃金台帳、家族協定、 雇用契約書等	①研修等の受講料の1/2を補助、助成限度額2万円 ②営農に必要な農機具の購入および修繕経費の1/2を補助、助成限度額25万円 ③鳥獣害の被害防止柵設置経費の1/2を補助、助成限度額5万円 ④耕作放棄地等の復旧工事と土壌改良の経費の1/2を補助、助成限度額25万円 ※補助金上限25万円（①～④の合計） ※原則、１経営体につき1補助

※就農後は、就農状況報告書を提出します。なお、報告書には、1年間の実績に対する地係の農業委員、農家組合、土地改良区の意見書を必要とします。
※既に経営継承している場合、就農（継承）後、１年以内の申請は可とします。

詳しい内容や提出書類の様式は、鯖江市ホームページから取得できます。
（本年度分の申請期限：平成30年10月12日（金）まで）

＜問合先＞　鯖江市農業委員会　TEL 53-2234

冬眠前のクマに注意してください

福井県内の過去のクマ出没情報を見ると2006年、2010年、2014年に大量出没しており4年間隔でクマが大量出没していることが分かります。そのため、今年はクマが大量出没する可能性が高く、今まで以上に注意や対策が必要となります。

クマは秋になると、堅果類や果実等のエサを大量に食べて冬眠に備えます。そのため、行動が活発化し、出没が多くなると考えられます。また、奥山にエサが少ない場合はエサを求めて山際や人里に出没する可能性もあります。

集落へクマを引き寄せないように果樹の管理や農作物残渣の撤去を徹底し、入山する場合はツキノワグマに遭遇しないように音の出るものを携帯するなど、十分に注意してください。

クマと遭わないために

◆頻繁に物音（鈴、笛、ラジオなど）や声を出して歩く。
◆入山地域のクマの出没状況を事前に確認する。
◆見通しの悪い場所には立ち入らない。

クマを引き寄せない

◆放置野菜・果樹などによりクマを誘引しない。
◆人家近くのハチの巣やカキ、クリ、ドングリ、ギンナンに注意する。
（収穫予定のないカキ、クリ等は早めに撤去をお願いします。）
◆山際の草刈りなどを行い、見通しを良くする。

それでも、クマに遭ってしまったら

◆とにかく落ち着き、騒がず、ゆっくり後退する。子グマの場合は親グマに注意する。
◆攻撃が避けられないときは、地面に伏せ、両手で首の後ろをガードして頭と首を守る。

クマを目撃した場合

万が一クマを目撃した場合は、直ぐに下記問合先までご連絡いただき、できるだけ詳しい情報をお知らせください。

クマ出没情報をメールで知りたい方

鯖江市では丹南ケーブルテレビのライフラインメールシステムを活用し、クマ出没情報をメールで随時配信しています。簡単に登録できますので、身の安全のためにもぜひご登録ください。
（https://tsukinowaguma.pref.fukui.lg.jp/）

過去のクマ出没情報を知りたい方

福井県が運用するツキノワグマ出没情報システムより過去の出没情報が確認できます。お出かけ予定地の出没状況の確認等にお使いください。（https://tsukinowaguma.pref.fukui.lg.jp/）

＜問合先＞　鯖江市鳥獣害のない里づくり推進センター（TEL0778-51-2110）
鯖江市産業環境部農林政策課（TEL0778-53-2233）

安心のネットワーク NOSAI福井

農業を経営する皆様へ

平成31年1月から全ての農産物を対象に収入減少を補てんする「収入保険」が始まります！

収入保険は、このようなリスクから農業経営を守ります！！

- 自然災害や鳥獣害などで収量が下がった
- 市場価格が下がった
- 災害で作付不能になった
- けがや病気で収穫ができない
- 倉庫が浸水して売り物にならない
- 取引先が倒産した
- 盗難や運搬中の事故にあった
- 輸出したが為替変動で大損した

様々なリスクに備えて収入保険に加入しましょう！

※青色申告を行っている農業経営者が対象です。

どのくらいの補てんになるの？

基準収入1,000万円の場合、保険期間の農業収入が900万円を下回った場合に補てんされます(※)。

〈補てん金額のイメージ〉
例えば、
保険期間の農業収入が　700万円なら180万円（内訳：積立方式の補てん90万円、保険方式の補てん90万円）

(※)掛捨ての保険方式の補償限度80%と掛捨てではない積立方式の補償幅10%で加入した場合です。

掛金はいくらくらいなの？

基準収入1,000万円の場合、32.5万円です(※)。
（掛捨ての保険料7.8万円（保険料率1.08%）、掛捨てではない積立金22.5万円、事務費2.2万円）

(※)掛捨ての保険方式80%と掛捨てではない積立方式10%で加入した場合です。保険料は50%、積立金は75%の国庫補助を適用した金額です。

(※)保険金の受取りがなければ、翌年保険料率が下がります。

(※)保険料等を含めて運転資金が必要な方には、金融機関をご紹介します。

収入保険の加入手続を行っています！

（手続きは11月末までです。お急ぎください！[※個人の場合]）

収入保険のお問い合わせは　福井県農業共済組合（ＮＯＳＡＩ福井）　まで

お問い合せ先　TEL：0778-53-2701　E-mail：sogo@nosai-fukui.jp

新規認定農業者の紹介

7月24日新規認定農業者の認定授与式が行われ、新たに大野町の山口 義法 氏が牧野市長から認定書を授与されました。

山口氏は、これまで地元農家組合や土地改良区の役員としてご活躍され、水稲のほか、大麦等の転作作物にも取り組み、意欲的に農業に従事されています。

山口　義法 氏（大野町）
経営形態　水稲、大麦等

農業委員会・農政カレンダー

（日程は予定であり、変更となる場合があります）

平成30年

10月　29日　第10回農業委員会総会

11月　28日　第11回農業委員会総会

12月　25日　第12回農業委員会総会

平成31年

1月　15日　ふるさと鯖江の料理を楽しむ会
28日　第1回農業委員会総会

2月　28日　第2回農業委員会総会

3月　25日　第3回農業委員会総会

～農地よろず相談会～

転用・相続など農地に関するさまざまな問題についての相談会を開催します。

なお、準備の都合上、事前申込みが必要です。開催日当日の申込みはできませんので、ご了承ください。

開催日時	申込期限
10月11日(木) 午後2時～5時	10月4日(木) 午後5時
11月14日(水) 午後2時～5時	11月7日(水) 午後5時
12月13日(木) 午後2時～5時	12月6日(木) 午後5時
1月16日(水) 午後2時～5時	1月9日(水) 午後5時
2月14日(木) 午後2時～5時	2月7日(木) 午後5時
3月13日(水) 午後2時～5時	3月6日(水) 午後5時

場　　所　アイアイ鯖江２階相談室
相 談 員　司法書士　孝久忠央　氏
申込方法　電話またはファックスで農業委員会事務局まで

鯖江市農業委員会事務局（農林政策課内）
TEL 53-2234　FAX 51-8153

編集後記

宮中行事の一つ「新嘗祭」は、全国から献上された新穀を天皇が神にお供えし五穀豊穣を感謝する神事です。

今年、福井県では鯖江市から22年ぶりに新米を献上することになっています。奉納者は熊田町の佐々木寿尚さんで、５月下旬に御田植式（おたうえしき＝田植え）の神事を済ませており、この号が発行される頃には抜穂式（ぬきほしき＝稲刈り）が無事終了しているはずです。

献上するお米は、県が約６年もの歳月をかけて開発した新ブランド米「いちほまれ」。

今年は「平成」最後の新嘗祭であり現在の天皇陛下に献上されるのも今年が最後ということになります。記念すべき年に鯖江産「いちほまれ」が献上されることを誇りに思うとともに、「いちほまれ」が末永く愛される銘柄として定着するよう期待を寄せたいと思います。